

問1 出願までに準備するものとしてどんな書類がありますか

答 次の書類等の準備が必要になります

- ①入学願書 ②写真票 ③受検票等送付用封筒（460円分の切手をはる）
- ④結果通知用封筒（410円分の切手をはる） ⑤受検票 ⑥領収証書兼原符
- ⑦選抜手数料 ⑧調査書

これらの書類を⑨願書提出用封筒に入れて出願してください。③、④、⑨の封筒の表には必要事項を必ず記入しておいてください。

なお、その他必要な場合に提出するものとして、⑩県外特殊事情承認願（承認済み）と⑪配慮措置申請書があります。

※入学願書（様式1-1）、調査書（様式3-1）、配慮措置申請書（様式2-2）は、県教育委員会のホームページから取得した様式を使用しても構いません。（様式のサイズや用紙については、15ページを参照してください。）

問2 願書を作成する上でどんなことに注意すべきですか

答 入力する場合、印刷されない文字や入力できない文字は、自筆すること。

自筆する場合、黒または青のペンで、「志願者」欄の氏名と「成績開示」の希望の有無の記入は志願者本人が、それ以外の部分は、保護者が楷書で書いてください。

また、間違えて書いた場合は、間違った部分に二本線を引き、その上か下に正しく書き直すようにしてください。訂正印は必要ありません。

※県教育委員会のホームページから取得した様式を使用しても構いません。（様式のサイズや用紙については、15ページを参照してください。）

※「保護者」欄の連絡先には、確実に連絡がとれる電話番号を記入してください。勤務先の電話番号を記入する場合は、会社名や課名等を「連絡先」欄の余白に記入してください。

※「卒業見込の証明」欄は、小学校で記入及び証明をしてもらってください。

問3 写真票にはる写真はどんなものがよいですか

答 入学志願者本人ということが分かる鮮明な写真で、次のようなものであればカラーでも白黒でも構いません。また、デジタルカメラで撮影した写真でも構いません。

- ①最近3ヶ月以内に撮影したもので、無背景で上半身正面無帽のもの
- ②縦が4.5cm～5cm、横が3.5cm～4cmの大きさ

※写真がはがれた場合に備えて、写真の裏に名前を書いておいてください。

※スナップ写真を切り取ったものは使用できません。

問4 調査書はどのようにして準備するのですか

答 志願者が在籍している小学校が作成しますので、募集要項に添付してある調査書用紙を小学校の担任の先生に渡して、作成をお願いしてください。その際は、入学願書等の受付期間を考えて余裕をもって依頼してください。

県内の各小学校にはあらかじめ県教育委員会から記入例が配付されていますので、それに従って小学校が作成します。

作成した調査書は厳封されていますので、開封せずにそのまま提出してください。

※県教育委員会のホームページから取得した様式を使用しても構いません。

(様式のサイズや用紙については、15ページを参照してください。)

問5 入学願書等を提出する際にどんなことに注意すればよいですか

答 ①提出方法について

持参による手続きは行わないので、郵便事情を考慮し、余裕をもって郵送してください。

令和7年度の入学者選抜においては、令和6年12月10日(火)から12月16日(月)消印有効です。

②選抜手数料(2,200円)について

郵便局の普通為替で入学願書等に添えて提出してください。

※郵便局の普通為替の両面にある記入欄には、何も記入せずに提出してください。

問6 受検票はいつもらえますか

答 受検票は、入学願書等とともに提出された受検票等送付用封筒に入れて受付期間終了後1週間以内に届くよう発送されます。

なお、検査当日に関する注意事項が受検票に添えられていますので、よく読んでおいてください。

問7 検査当日に会場へ持っていく物で注意が必要なものはなんですか

答 検査教室には、鉛筆（シャープペンシルも可、色鉛筆は不可）、消しゴム、鉛筆けずり、定規（直定規でも可）、腕時計を持参してください。分度器、コンパス等は持ちこめません。

なお、商標以外の文字（ことわざや標語、熟語など）のある鉛筆や計算機つき時計、辞書機能をもつ機器等、検査の公平をそこなうおそれのある品物や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末などの通信機器等の持参は認められません。また、補聴器や単眼鏡などの使用が必要な場合には、配慮措置申請書にて申請する必要があります。（事前に確認をしたい場合は、受検予定の県立中学校へお尋ねください。）

問8 選抜結果はどのようにして分かりますか

答 選抜結果は、令和7年1月20日（月）までに、本人及び在籍小学校長あてに「親展」扱いで発送し、発表に代えます。なお、郵便事情等により上記の日付まで到着しない場合は、志願先中学校にお問い合わせください。

※各県立中学校で選抜結果を掲示することはありません。また、電話による問い合わせにも一切応じられません。

問9 入学予定者になった（合格した）場合、どういう手続きが必要ですか

答 入学予定者の保護者は、**入学意思確認書**を志願した県立中学校長に、簡易書留の郵送にて**令和7年1月20日（月）から1月24日（金）必着**で提出する必要があります。

入学意思確認書を期限内に提出しない入学予定者は、**入学を辞退したものとみなされます**ので御注意ください。なお、**入学を辞退する場合には、1月24日（金）正午までに、その旨を志願先県立中学校長へ連絡してください。**

入学意思が確認された後、県立中学校長は直ちに入学予定者証明書を交付しますので、就学予定であった市町立中学校に入学しない旨を市町教育委員会に届け出てください。その際、交付された入学予定者証明書を持参してください。

なお、長崎市立の中学校に就学予定であった長崎東中学校入学予定者、佐世保市立の中学校に就学予定であった佐世保北中学校入学予定者及び諫早市立の中学校に就学予定であった諫早高等学校附属中学校入学予定者については、届け出の必要はありません。

※入学意思確認書（様式5-1）は、県教育委員会のホームページから取得した様式を使用しても構いません。

（様式のサイズや用紙については、15ページを参照してください。）

問10 入学予定者が入学を辞退した場合、入学予定者の補充はありますか

答 入学予定者の定員に欠員が生じた場合、あらかじめ定めた補欠入学予定者の中から、入学意思を確認の上、入学予定者として補充します。この補充は、令和7年1月24日（金）15時から3月31日（月）までの期間に行います。

なお、補欠入学予定者へあらかじめ通知をすることはなく、問い合わせについても一切応じられません。

問11 3年後（令和10年度）に併設の県立高校以外の高校へ進学できますか

答 県立中学校は、中高一貫の6年間を見通した教育活動を行います。入学を志願する人は、中高一貫教育の良さを十分理解した上で志願してほしいと考えています。

県立中学校で勉強している間に、他の高校で勉強することがどうしても必要と考えた場合、併設の県立高校へ進学しない意思を県立中学校に伝え、他の高校の入学者選抜を受けることができます。

ただし、その際は、併設の県立高校へ入学者選抜を受けずに入学することはできなくなりますので、事前に県立中学校と十分相談をして意思決定をしてください。